

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、ホーユウパレス福島松川自治会という。

(区域)

第2条 この会は、ホーユウパレス福島松川に居住する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所をホーユウパレス福島松川集会所に置く。

第2章 目的

(目的)

第4条 この会は、ホーユウパレス福島松川に住居する者の親睦と発展を図るため、連絡・環境の整備等、良好なマンション生活の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とする。

- 2 この会は、第一項に定める活動を行うものであり、マンション自体の運営は、ホーユウパレス福島松川管理組合が行う。その区別を明確なものとする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と福祉増進に関すること。
- (2) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (3) 教育・文化・体育・衛生に関すること。
- (4) マンションの生活環境改善及び向上に関すること。
- (5) 御山越町内会への行事等参加。
- (6) その他、目的を達成するため必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第6条 ホーユウパレス福島松川に居住する者は、この会の会員になるものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第8条 入居と同時に会員になるものとし、会長に届け出なければならない。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 転居したとき。
 - (2) その他役員会にて承認されたとき。

第4章 役員

(役 員)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 総務部長 1名
- (4) 会 計 2名以内
- (5) 環境部長 1名
- (6) 文化部長 1名
- (7) 会計監査 1名

- 2 班長を各階に配置する。(部屋番号順に班長の職を務める)

(役員を選出)

第11条 役員は、役員選考委員会の推薦により、総会の議決を得て選任する。但し、会長は、ホーユウパレス福島松川管理組合理事長が就任するものとする。

また、管理組合理事より3名(理事長を含む)は必ず役員に就任するものとする。

(役員の仕事)

第12条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 総務部長は、必要な諸事項の伝達、配布、連絡、記録及び整理を行う。
- 4 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 5 環境部長は、マンション環境衛生に関する事項を行う。
- 6 文化部長は、レクリエーション等の計画を行う。
- 7 会計監査は、会計を監査する。
- 8 班長は、班内の庶務・諸行事等を実行するための応援を行う。

(役員任期)

- 第13条 この会の役員任期は一年とし、再選を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた時は、役員会の推薦により補充することが出来る。この場合において、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

(通常総会)

- 第14条 通常総会は、年1回開催する。

(臨時総会)

- 第15条 役員会が必要と認めたとき、又は、会員の2分の1以上の請求があったときは、会長は臨時総会を開催する。

(役員会)

- 第16条 役員会は、会長が必要と認めたとき、その他随時開催する。

(召 集)

- 第17条 総会及び役員会は、会長が召集する。
- 2 会長は、第15条の規定により請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会及び役員会を招集する場合は、会員に対して、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも5日前に通知しなければならない。但し、役員会については、緊急に開催する必要があると会長が認めるときはこの限りではない。

(議 長)

- 第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定不足)

- 第19条 会議は、総会においては総会員（委任状を含む）の2分の1以上、役員会においては、役員現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議 決)

- 第20条 総会の議事は、会員の過半数をもって決する。
- 2 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。
- 3 可否同数の時は、議長がこれを決する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第21条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

(資産の管理)

第22条 資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(弔慰金)

第23条 会員及び同居人が死亡した時には、細則で定める額の弔慰金を支払う。

(事業計画及び収支予算)

第24条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第25条 この会の事業報告及び収支決算は、会計監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第26条 この会の事業年度は、毎年9月1日に始まり8月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第27条 この規約は、総会において、総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することが出来ない。

(解 散)

第28条 この会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第8章 雑 則

(細 則)

第29条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることが出来る。役員会は、細則を制定した時は次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

ホーユウパレス福島松川 自治会 細 則

1. 会費は、1戸、年間 5,000 円とする
2. 会員及び同居人が死亡した時は、弔慰金 10,000 円を贈る。